

## 2-3 届出の仕方

排出量・移動量の届出は、以下の手順で行ってください。

- (1) 算出した排出量・移動量の値に間違いがないかどうかの確認(→ p I -60)
- (2) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書(以下「届出書」とします)の作成(→ p I -62)

### (1) 排出量・移動量の確認

以下の事項を検討し、算出結果が妥当であることを確認してください。

- ① 単位の違い等の計算上の間違いがないか
- ② 今年度の年間取扱量より、排出量・移動量の合計が少なくなっているか
- ③ 前年度の算出結果に対して、大きく異なった値となっていないか

#### (あいうえ工業における事例)

あいうえ工業のダイオキシン類を除くロ事業所で届出の対象となる物質の年間取扱量と排出量・移動量の合計を比較すると、以下のようになります。

#### ①トルエン

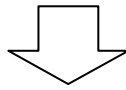
トルエンの排出量・移動量の合計	296.3kg/年	<	トルエンの年間取扱量	3140kg/年
大気への排出量	14.3kg/年			
公共用水域への排出量	250kg/年			
当該事業所における 土壌への排出量	0.0kg/年			
当該事業所における 埋立処分量	11kg/年			
下水道への移動量	0.0kg/年			
当該事業所の外への移動量	21kg/年			

#### ②キシレン

キシレンの排出量・移動量の合計	356.1kg/年	<	キシレンの年間取扱量	8140kg/年
大気への排出量	39.1kg/年			
公共用水域への排出量	250kg/年			
当該事業所における 土壌への排出量	0.0kg/年			
当該事業所における 埋立処分量	11kg/年			
下水道への移動量	0.0kg/年			
当該事業所の外への移動量	56kg/年			

③六価クロム化合物

六価クロム化合物の 排出量・移動量の合計	398.2kg/年	<	六価クロム化合物の 年間取扱量	663kg/年
大気への排出量	0.0kg/年			
公共用水域への排出量	0.0kg/年			
当該事業所における 土壌への排出量	0.0kg/年			
当該事業所における 埋立処分量	394kg/年			
下水道への移動量	0.0kg/年			
当該事業所の外への移動量	4.2kg/年			



- ・ いずれの物質も年間取扱量より排出量・移動量の合計が少ない  
→ 概ね妥当であると考えられます。
- ・ トルエン及びキシレンの排出量・移動量の合計が年間取扱量の 1/10 以下  
→ 高除去率(99.5%)の排ガス燃焼装置を設置しているためと考えられます。

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 2-5(1)排出量・移動量の確認(→ pⅡ-93)

## (2) 届出書の作成・届出

届出は以下の3通りの方法から選択して行うことができます。

### ① 書面による届出

(届出書は経済産業省及び環境省のホームページよりダウンロードできます。  
インターネットアドレスは [pI-71](#) を参照してください)

### ② 磁気ディスク(フロッピーディスク等)による届出

### ③ 電子届出(電子情報処理組織を使用した届出)

(②及び③については、「届出書／ファイル作成支援プログラム」を用いて簡単に作成できます。詳しくは、経済産業省及び環境省のホームページを参照してください。)

また、作成した届出書は、届出の対象となる事業所の業種の所管大臣あてに事業所の所在する都道府県知事経由で届け出てください。

届出書の作成、届出方法についての詳細は、経済産業省及び環境省のホームページにある「PRTR 届出の手引き」等を御確認ください。

## (排出量・移動量の有効数字について)

排出量・移動量は有効数字2桁\*で記入してください。

※有効数字2桁で記入した結果、ゼロとなる場合や排出量・移動量がない場合(例えば、下水道を利用していない事業所における下水道への移動量)は、「0.0」と記入してください。

また、排出量などの算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合			ダイオキシン類の場合		
算出結果 (生データ)	算出結果の有効数字 2桁表示	単位	算出結果 (生データ)	算出結果の有効数字 2桁表示	単位
0.0493	0.0*	kg	0.0493	0.049	mg-TEQ
0.0926	0.1*		0.0926	0.093	
0.342	0.3*		0.342	0.34	
4.75	4.8		4.75	4.8	
9.98	10		9.98	10	
12.2	12		12.2	12	
1,875	1,900		1,875	1,900	
2,041	2,000		2,041	2,000	
9,869	9,900		9,869	9,900	
9,987	10,000		9,987	10,000	
10,237	10,000		10,237	10,000	
10,766	11,000		10,766	11,000	

\* ダイオキシン類以外の対象物質の排出量または移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得られた数値を記入してください。

### (あいうえ工業における事例)

次ページ以降に示す届出書((1)公共用水域への排出がある場合)を作成し、金属製品製造業の所管大臣である経済産業大臣あてに、神奈川県知事経由で届け出ます。

### (関連ページ等)

- ・ 第Ⅱ部 2-5(2)届出書の作成・届出(→ [pⅡ-94](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q1～Q18(→ [pⅢ-149～153](#))、Q22(→ [pⅢ-156](#))、  
Q27～Q28(→ [pⅢ-158](#))、Q44(→ [pⅢ-163](#))、  
Q78～Q85(→ [pⅢ-173～175](#))、Q109～Q112(→ [pⅢ-182](#))
- ・ [PRTR 届出の手引き](#)
- ・ [PRTR 届出の公共用水域\(河川、湖沼、海域等\)の名称について](#)
- ・ [PRTR 届出の下水道終末処理施設の名称について](#)

# 届出書の記入例

## (1) 公共用水域への排出がある場合



様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

平成××年××月××日

経済産業大臣 (神奈川県知事) 殿

〒100-0013

届出者 (ふりがな) 住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
氏名 (ふりがな) 株式会社あいうえ工業

代表取締役 環境 太郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 (ふりがな)	あいうえこうぎょう 株式会社 あいうえ工業		
	前回の届出における名称	桜田門株式会社、千代田株式会社		
	事業所の名称 (ふりがな)	ろじぎょうしょ 〇事業所		
	前回の届出における名称	桜田門株式会社第一工場、千代田株式会社東京工場		
	事業所の所在地 (ふりがな)	〒251-XXXX	都道府県	市区町村
		神奈川県	藤沢市	
		朝日町	X-X	
事業所において常時使用される従業員の数		25 人		
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	業種名	業種コード	
	従たる事業	金属製品製造業	2800	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1~ 4のとおり		
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. <input checked="" type="radio"/> 無		
担当者 (問い合わせ先)	部署	〇事業所 環境安全部管理第一係		
	氏名 (ふりがな)	かかく はなこ		
	電話番号	化学 花子 0466-XX-XXXX		
※受理日	年 月 日	※整理番号		

- 備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。  
 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。  
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。  
 5 法人にあつては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。  
 6 ※の欄には、記載しないこと。  
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 8 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。  
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	1
------	---

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		キシレン			
第一種指定化学物質の号番号		80			
		単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)			
排出量	イ 大気への排出			3.9	
	ロ 公共用水域への排出			2.50	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 O×川 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)			0.0	
	ニ 当該事業所における埋立処分			1.1	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. <b>管理型</b> 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動			0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)			5.6	
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥      04 中和      07 その他 <b>02</b> 焼却・熔融      05 破碎・圧縮 03 油水分離      06 最終処分			
		廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻      10 動植物性残さ 02 汚泥      11 動物系固形不要物 <b>03</b> 廃油      12 ゴムくず 04 廃酸      13 金属くず 05 廃アルカリ      14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類      15 鉱さい 07 紙くず      16 がれき類 08 木くず      17 ばいじん 09 繊維くず      18 その他			
※整理番号					

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。  
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。  
 7 ※の欄には、記載しないこと。  
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	2
------	---

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		六価クロム化合物								
第一種指定化学物質の号番号		88					単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)			
排出量	イ 大気への排出					0	0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕		
	ロ 公共用水域への排出					0	0			
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)					0	0	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. <b>管理型</b> 3. 遮断型		
	ニ 当該事業所における埋立処分				3	9	0			
移動量	イ 下水道への移動					0	0	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕		
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)					4	2	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥      04 中和      07 その他 02 焼却・熔融      05 破碎・圧縮 03 油水分離 <b>06</b> 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻      10 動植物性残さ 02 汚泥      11 動物系固形不要物 03 廃油      12 ゴムくず 04 廃酸      13 金属くず 05 廃アルカリ      14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず <b>06</b> 廃プラスチック類      15 鉱さい 07 紙くず      16 がれき類 08 木くず      17 ばいじん 09 繊維くず      18 その他		
※整理番号										

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。  
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。  
 7 ※の欄には、記載しないこと。  
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	3
------	---

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		ダイオキシン類				
第一種指定化学物質の号番号		243			単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)	
排出量	イ 大気への排出				0.0060	
	ロ 公共用水域への排出				0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)				0.0	
	ニ 当該事業所における埋立処分				0.0	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動				0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)				0.0014	
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥                      04 中和                              07 その他 02 焼却・熔融                      05 破碎・圧縮 03 油水分離 <b>06</b> 最終処分				
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) <b>01</b> 燃え殻                              10 動植物性残さ 02 汚泥                                11 動物系固形不要物 03 廃油                                12 ゴムくず 04 廃酸                                13 金属くず 05 廃アルカリ                      14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類              15 鉱さい 07 紙くず                              16 がれき類 08 木くず                              17 ばいじん 09 繊維くず                          18 その他				
※整理番号						

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。  
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。  
 7 ※の欄には、記載しないこと。  
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	4
------	---

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		トルエン				
第一種指定化学物質の号番号		300			単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)	
排出量	イ 大気への排出				14	
	ロ 公共用水域への排出				250	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 OX川 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)				0	0
	ニ 当該事業所における埋立処分				11	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. <u>管理型</u> 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動				0	0
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)				21	
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥                      04 中和                              07 その他 <input checked="" type="radio"/> 02 焼却・溶融                      05 破碎・圧縮 03 油水分離                      06 最終処分				
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類		廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻                              10 動植物性残さ 02 汚泥                                11 動物系固形不要物 <input checked="" type="radio"/> 03 廃油                                12 ゴムくず 04 廃酸                                13 金属くず 05 廃アルカリ                        14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類                15 鉱さい 07 紙くず                              16 がれき類 08 木くず                              17 ばいじん 09 繊維くず                            18 その他				
※整理番号						

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。  
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。  
 7 ※の欄には、記載しないこと。  
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

(2) 下水道への移動がある場合



様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

平成××年××月××日

経済産業大臣 (神奈川知事) 殿

〒100-0013

届出者 住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
 氏名 O×化学工業株式会社  
 代表取締役社長 環境 太郎



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 (ふりがな)	かかくこうぎょう O×化学工業株式会社		
	前回の届出における名称	桜田門株式会社		
	事業所の名称 (ふりがな)	ふじさわだいちこうじょう 藤沢第一工場		
	前回の届出における名称	第一工場		
事業所の所在地 (ふりがな)	〒251-XXXX	都道府県	神奈川県	市区町村
	あさひちよう 朝日町 X-X		藤沢	
事業所において常時使用される従業員の数		95 人		
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	化学工業	業種コード 2000	
	従たる事業	自動車卸売業	5220	
		商品検査業	8620	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号 1 ~ のとおり		
本届出が法第 6 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無		
担当者 (問い合わせ先)	部署	藤沢第一工場 製造部		
	氏名 (ふりがな)	かんきょう じろう 環境 次郎		
	電話番号	0466-XX-XXXX		
※受理日	年 月 日	※整理番号		

- 備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
- 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
- 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
- 5 法人にあつては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
- 6 ※の欄には、記載しないこと。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 8 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。
- 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	1
------	---

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		ベンゼン			
第一種指定化学物質の号番号		400			
		単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)			
排出量	イ 大気への排出			140	
	ロ 公共用水域への排出			00	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)			00	
	ニ 当該事業所における埋立処分			98	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. <u>管理型</u> 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動			23	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 □□下水終末処理場 〕
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)			1200	
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) <input checked="" type="radio"/> 01 脱水・乾燥      04 中和      07 その他 <input checked="" type="radio"/> 02 焼却・熔融      05 破碎・圧縮 <input type="radio"/> 03 油水分離      06 最終処分			
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) <input checked="" type="radio"/> 01 燃え殻      10 動植物性残さ <input checked="" type="radio"/> 02 汚泥      11 動物系固形不要物 <input checked="" type="radio"/> 03 廃油      12 ゴムくず <input type="radio"/> 04 廃酸      13 金属くず <input type="radio"/> 05 廃アルカリ      14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず <input type="radio"/> 06 廃プラスチック類      15 鉱さい <input type="radio"/> 07 紙くず      16 がれき類 <input type="radio"/> 08 木くず      17 ばいじん <input type="radio"/> 09 繊維くず      18 その他			
※整理番号					

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。  
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。  
 7 ※の欄には、記載しないこと。  
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

### 3. 国のPRTR担当部局

	部局名	電話番号	FAX
経済産業省 (ホームページアドレス)	製造産業局化学物質管理課 (PRTRトップページ) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a> (法律等条文) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html</a> (届出書記入要領) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html</a>	03-3501-0080	03-3580-6347
環境省 (ホームページアドレス)	環境保健部環境安全課 (PRTRトップページ) <small>ゼロ</small> <a href="http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html">http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html</a> (法律) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law.html">http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law.html</a> (届出書記入要領) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/nagare.html">http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/nagare.html</a>	03-5521-8260	03-3580-3596

※都道府県等のPRTR担当部局や受付窓口については以下を参照してください。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/5.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html)

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html>